

第5次朝霞市総合振興計画策定方針（案）

1 計画策定の趣旨

- ・本市は、「市民がつくり、育てるまち」をまちづくりの基本理念とし、「水と緑に満ちた やすらぎと生きがいのあるまち 朝霞」を将来像とする第4次基本構想を平成18年3月に議会の議決を経て策定した。
- ・現在、後期基本計画と実施計画に基づき、積極的に施策や事業の展開を図っているところである。
- ・地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が平成23年8月1日に施行され、基本構想の議決義務が廃止されたが、市のまちづくりの基本となる指針として総合振興計画を位置付け、基本構想について議決を経て策定する。
- ・第4次基本構想及び後期基本計画が、平成27年度（2015年）までの計画であることから、平成28年度（2016年）を初年度とする基本構想及び前期基本計画を策定する。
- ・総合振興計画を策定する意義は、①市のビジョンと目標を明確にし、②市の施策を体系的に整理するとともに、③市民等とその内容を共有し、実現に向けて力を合わせていくところにある。

2 基本的な考え方

(1) 第4次基本構想を引き継ぐ計画

- ・第5次基本構想は、まちづくりの基本理念と将来像を実現するため、第4次基本構想と同様に施策の大綱に基づいた計画とする。
- ・第4次基本構想をベースに、第5次基本構想を検討していく。
- ・第4次基本構想と同様に議会の議決を経て策定する。

(2) 総合振興計画の位置付けと根拠

- ・地方自治法の改正により基本構想の議決義務が廃止されたが、総合振興計画は、引き続き市のまちづくりの基本となる指針として、自治基本条例において明確に位置付けをしていくことを検討する。
- ・まちづくりの将来ビジョン、自治や協働の考え方など、自治基本条例と関連性の強い内容については、相互の連動に留意し策定する。

(3) 行政評価制度と連動した計画

- ・行政評価制度を活用し、第4次基本構想及び基本計画の評価・総括を行う。
- ・行政活動の成果を検証できるようにするため、第4次後期基本計画と同様に施策の成果指標（目標値など）を設定する。
- ・成果指標（目標値など）は、市民目線に立ったものを設定する。
- ・計画策定後も、行政評価制度により計画の進行管理がしやすいように留意し、計画を策定する。

(4) 効果的、効率的な市民参画

- ・基本構想及び基本計画の策定に当たっては、広く一般市民の声を反映させるため、効果的、効率的な市民参画の手法を取り入れる。
- ・総合振興計画を市民といかに共有していくかを考えながら、基本構想及び基本計画を策定していく。
- ・市民の意見を取り入れ、市民とともに成果指標（目標値など）を設定する。

(5) 効果的、効率的な職員参画

- ・総合振興計画は、本市の最上位の計画であることから、効果的、効率的な職員参画の手法を取り入れ、全庁をあげて策定作業を行うこととする。
- ・計画策定後に各部、課が責任をもって計画を推進できるよう、策定段階から各部、課を主体として検討を行う。また、全職員が自らの業務が総合振興計画を踏まえたものであることを意識することができるよう、策定作業に直接関わらない職員からの意見収集や計画への理解促進の機会を設ける。
- ・基本計画と個別計画の策定作業をできる限り共通化し、二重作業とならないよう合理化を図る。

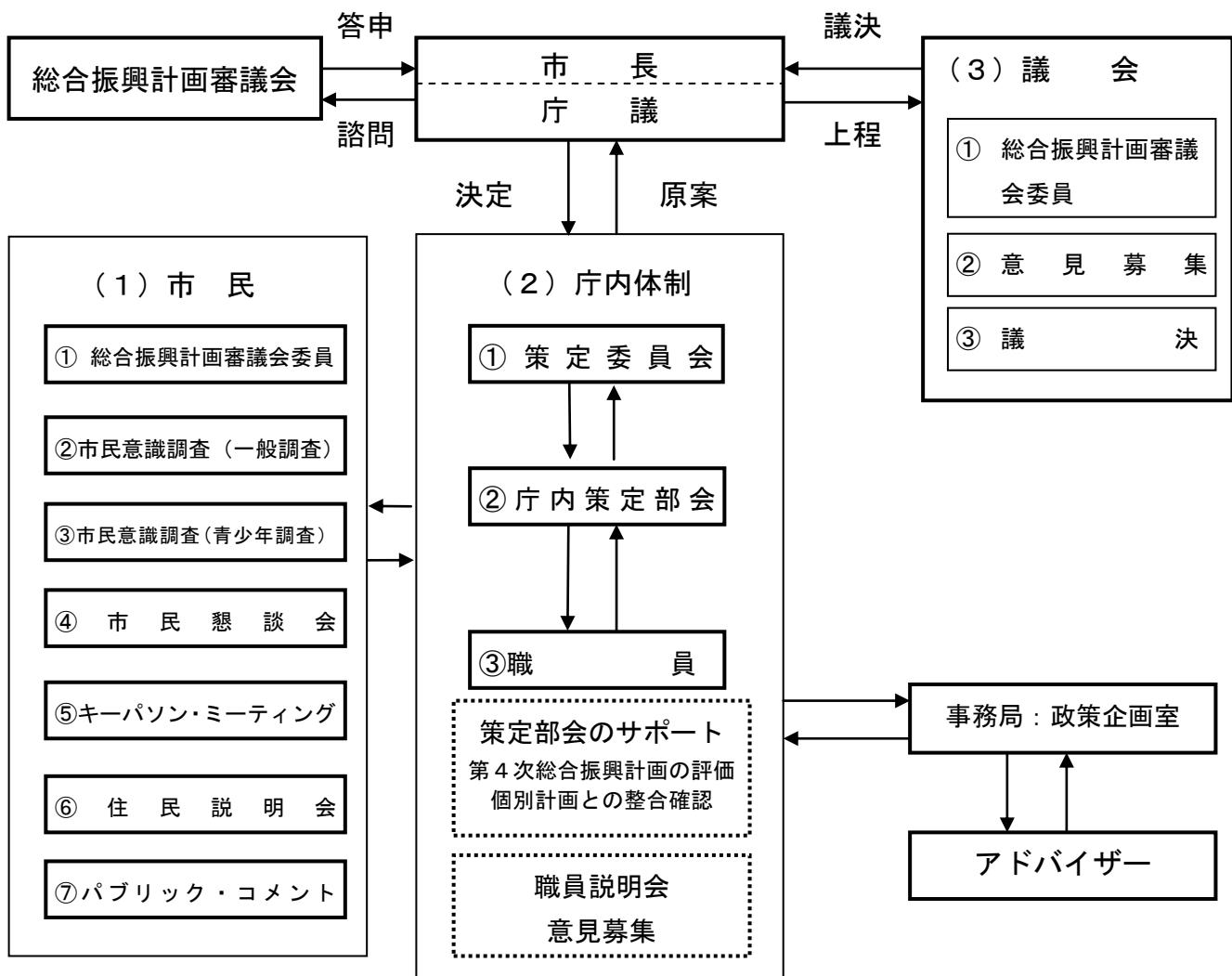
(6) 行政組織との対応

- ・各部、課が総合振興計画に基づき組織マネジメント（事業立案、業務展開、進行管理等）を進めることができるよう、行政の組織体系と施策体系の対応を図り、各部、課の責任を明確にする。

(7) 個別計画との整合

- ・原則として、基本計画と個別計画との計画期間及び内容の整合を図る。ただし、法令等により計画期間が定められている計画は除く。
- ・施策及び事業の体系や成果指標（目標値）など、基本計画の核となる内容については、個別計画の内容との整合を図る。

3 策定体制



(1) 市民

①総合振興計画審議会

- ・審議会委員として委嘱する。(5人)
 - ・基本構想素案及び前期基本計画素案について審議を行う。

②市民意識調查（一般調查）

- ・市政に対する現状評価や施策要望等を把握する。

③市民意識調査（青少年調査）

- ・朝霞市に対する意識やまちづくりへの関心等を把握する。

市民懇談会

- ・広く一般市民のまちづくりに対する意識や意見を把握する。

⑤キニパーソン：ミニティング

- ・公共サービスの直接の利用者や学校の児童、生徒などの施策推進のパートナーとなる市民を始め、市民団体、事業者等と施策の課題や協働の進め方等について意見交換を行う。

充支換已

⑥住民説明会

- ・基本構想素案及び前期基本計画素案について住民説明会を開催する。

⑦パブリック・コメント

- ：基本構想素案及び前期基本計画素案についてパブリック・コメントを行う。

(2) 庁内体制

①策定委員会

- ・委員長は審議監（政策企画担当）とし、副委員長は委員の互選とする。
- ・委員は部長の職にある職員（審議監、総務部長、市民環境部長、福祉部長、健康づくり部長、都市建設部長、会計管理者、水道部長、議会事務局長、学校教育部長、生涯学習部長、監査委員事務局長）とする。
- ・基本構想原案、及び各部会においてまとめた前期基本計画原案について、審議及び調整を行い、庁議に提出する。

②庁内策定部会

- ・部長及び課長の職にある職員で構成する。
- ・部長を庁内策定部会長に、庁内策定副部会長は委員の互選により定める。

部会名	構 成
総務部会 (14課)	秘書室、政策企画室、職員課、人権庶務課、市政情報課、危機管理課、財政課、財産管理課、課税課、納税課、出納室、議会総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
市民環境部会 (10課)	総合窓口課、地域づくり支援課、産業振興課、環境保全課、資源リサイクル課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、農業委員会事務局
健康福祉部会 (5課)	福祉課、長寿はつらつ課、子育て支援課、健康づくり課、保険年金課
都市建設部会 (8課)	都市計画課、建築課、道路交通課、下水道課、入札契約室、検査室、水道経営課、水道施設課
教育部会 (9課)	教育総務課、教育管理課、教育指導課、学校給食課、生涯学習課、スポーツ課、文化財課、中央公民館、図書館

※機構改革等により変更の可能性がある。

③職員

- ・第4次総合振興計画の評価、個別計画との整合性の確認など、庁内策定部会の作業をサポートする。
- ・職員説明会や、前期基本計画素案に係る意見募集の機会を通じ、策定に参加する。

(3) 議会

①総合振興計画審議会

- ・審議会委員として委嘱する。（3人）

②意見募集

- ・基本構想素案及び前期基本計画素案について、全員協議会において説明する。
- ・基本構想素案及び前期基本計画素案に係る意見募集を行う。

③議決

- ・基本構想案を市議会において審議、議決する。

4 第5次総合振興計画策定のスケジュール

平成25年度

平成25年 6月	基礎調査の開始（～平成26年3月頃）
8月	策定方針の決定 計画のあり方（構成、期間等）の検討
10月	市民意識調査（一般調査、青少年調査）
12月	市民懇談会の開催 第4次総合振興計画（基本構想）の総括
平成26年 1月	基本構想の見直しの論点整理
3月	第4次総合振興計画（基本計画）の総括

平成26年度

平成26年 4月	基本構想骨子案の検討
7月	基本構想素案の検討
9月	前期基本計画骨子案の検討 キーパーソン・ミーティングの実施（～平成27年1月頃）
11月	前期基本計画素案の検討
平成27年 2月	基本構想素案、前期基本計画素案の確定
3月	パブリック・コメントの実施、住民説明会の開催

平成27年度

平成27年 6月	審議会の答申
8月	基本構想案（議案）の確定
9月	基本構想議決